

第 4 5 号議案

亀岡市税条例等の一部を改正する条例の制定について

亀岡市税条例（昭和 3 0 年亀岡市条例第 3 9 号）等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市税条例等の一部を改正する条例

（亀岡市税条例の一部改正）

第 1 条 亀岡市税条例（昭和 3 0 年亀岡市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 9 条の 2 第 1 項第 1 号中「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」を「及び氏名又は名称」に改める。

第 5 9 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号中「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」を「及び氏名又は名称」に改める。

第 6 8 条第 2 項第 1 号中「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」を「及び氏名又は名称」に改める。

第84条第2項第2号中「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」を「及び氏名又は名称」に改める。

第84条の2第2項第1号中「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」を「及び住所」に改める。

第115条の3第2項第1号中「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」を「及び氏名又は名称」に改める。

第123条第1号中「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」を「及び氏名又は名称」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第10条の3第1項から第10項までの規定中「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」を「及び氏名又は名称」に改める。

附則第13条の4第2項第1号、第3項第1号及び第4項第1号中「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」を「及び氏名又は名称」に改める。

（亀岡市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 亀岡市税条例等の一部を改正する条例（平成28年亀岡市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（亀岡市税条例の一部改正）」を付し、同条のうち、亀岡市税条例第18条の3の改正規定を削り、同条例第19条の改正規定中「（）、第51条の7、第63条」の次に「、第76条の6第1項」を加え、「」を削り、同条第2号及び第3号の改正規定中「、「第92条第1項」を「第76条の6第1項の申告書、第92条第1項」に改め」を削り、同条例第33条の2及び第75条の改正規定、同条例第75条の2を削る改正規定、同条例第76条を改正し同条例第75条の2とする改正規定、同条の次に8条を加える改正規定、同条例第77条、第78条、第80条、第82条、第82条の2、第84条、第84条の2及び第85条の改正規定、同条例附則第15条及び第15条の2の改正規定並びに同条例附則第15条の2の次に4条を加える改正規定を削り、同条例附則第16条の改正規定を次のように改める。

附則第16条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第77条第2号アの項中「第77条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第77条第2号アの項中「第77条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第77条第2号アの項中「第77条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、

平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第77条第2号アの項中「第77条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第1条の次に次の1条を加える。

第1条の2 亀岡市税条例の一部を次のように改正する。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条中「）、第51条の7、第63条」の次に「、第76条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第92条第1項」を「第76条の6第1項の申告書、第92条第1項」に改める。

第33条の2中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第75条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第75条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第75条の2を削る。

第76条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条を第75条の2とし、同条の次に次の8条を加える。

（軽自動車税のみなす課税）

第76条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自

動車税を課する。

- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。
- 3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。
- 4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

- 第76条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

（環境性能割の課税標準）

- 第76条の3 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

- 第76条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

（環境性能割の徴収の方法）

第76条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

（環境性能割の申告納付）

第76条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 2 三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第76条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について、正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

（環境性能割の減免）

第76条の8 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第84条の2第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第77条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア(ウ)を次のように改める。

(ウ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

第78条（見出しを含む。）及び第80条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第75条第2項」を「第76条第1項」に改める。

第82条の2の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第75条第2項」を「第76条第1項」に改める。

第84条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「市長において必要と認める者に対して課する軽自動車税はこれ」を「必要と認めるものに対しては、種別割」に改め、同項第1号中「ものと認める」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「軽自動車税を」を「種別割の」に改める。

第84条の2の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認め

るもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第84条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第85条第2項中「第443条若しくは第75条の2」を「第445条若しくは第76条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第15条に次の1項を加える。

6 法附則第31条の4第1項の条例で定める土地は、市の全部の区域内に所在する土地とする。

附則第15条の2を次のように改める。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、京都府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

附則第15条の2の次に次の4条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第76条の8の規定にかかわらず、京都府知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第76条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「京都府知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、京都府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収

取扱費として京都府に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第76条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第76条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条第2項から第4項までを削る。

附則第1条第1号中「の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)並びに同条例第41条」を「、第41条」に、「第4項」を「第3項」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 第1条中亀岡市税条例附則第16条の改正規定及び附則第3条の2の規定 平成29年4月1日

附則第1条に次の1号を加える。

(4) 第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中亀岡市税条例

等の一部を改正する条例（平成27年亀岡市条例第22号）
附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正規定（「第
92条第1項」を「第76条の6第1項の申告書、第92条
第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第2条の2及び
第4条の規定 平成31年10月1日

附則第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（市民
税に関する経過措置）」を付し、同条中第3項を削り、第4項を
第3項とし、同条の次に次の1条を加える。

第2条の2 第1条の2の規定による改正後の亀岡市税条例（附
則第4条において「31年新条例」という。）第33条の2の
規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始
する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事
業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事
業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分
の法人の市民税については、なお従前の例による。

附則第4条の見出しを削り、同条第1項中「新条例」を「31
年新条例」に、「附則第1条第2号」を「附則第1条第4号」に
改め、同条第2項中「新条例」を「31年新条例」に、「平成
29年度」を「平成32年度」に、「平成28年度分」を「平成
31年度分」に改め、第3条の次に次の見出し及び1条を加える。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条の2 新条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽
自動車税について適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市税条例等の一部を改正する条例案要綱

- 1 消費税率引上げ時期の変更に伴う地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり亀岡市税条例等の一部を改正すること。
 - (1) 法人市民税法人税割の税率改正の実施時期を平成31年10月1日に延期すること。
 - (2) 軽自動車税における環境性能割の導入時期を平成31年10月1日に延期すること。
 - (3) 個人市民税における住宅ローン減税措置の適用期限を平成33年12月31日まで延長すること。
 - (4) その他所要の規定整備を図ること。

- 2 この条例は、公布の日から施行すること。ただし、1の(1)及び(2)の改正は、平成31年10月1日から施行すること。